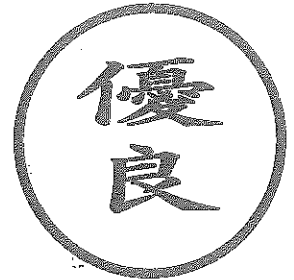


特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

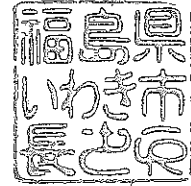
住所 千葉県佐倉市中志津三丁目37番7号
 氏名 株式会社ノース
 代表取締役 北 一平



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

いわき市長 清水 敏 男

許可の年月日 平成30年 9月 3日
 許可の有効期限 平成37年 9月 1日



複写不可
 本朱印無きものは無効

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分

収集及び運搬（積替え及び保管行為を含まない。）

(2) 特別管理産業廃棄物の種類

廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類に限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。）

廃酸（水素イオン濃度指数2.0以下のものに限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。）

廃アルカリ（水素イオン濃度指数12.5以上のものに限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。）

感染性産業廃棄物

汚泥（ベンゼンを含むことのみにより有害なものに限る。）

ばいじん（ダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）

以上6種類

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類（積替え又は保管を行う場合に限る。）

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

平成25年 9月 2日 新規許可

平成29年 5月 8日 変更許可（ばいじんの追加）

平成30年 9月 3日 更新許可（優良認定）

5. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有 ・ 無

備考

「優良」の表示は、産業廃棄物処理業の実施に関し優れた能力・実績を有する者として認められたことを示すものです。